

# 令和6年度 漏水調査業務委託

## 仕 様 書

松島町水道事業所

# 漏水調査業務委託仕様書

## 第1章 総 則

### 第1条（適用範囲）

本仕様書は、松島町水道事業所(以下、「委託者」という。)が発注する水道施設（送水管・配水管・給水装置等をこれに準じたもの）の漏水調査業務の一般仕様を示すものであり、これにより難い場合、また、これに記載のないものについては別に定める仕様書（以下「特記仕様書」という。）によるものとする。

2. 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先とする。
3. 本仕様書及び特記仕様書に記載のない事項、又は仕様書に疑義を生じた場合は調査員の指示によるものとする。

### 第2条（用語の定義）

本仕様書において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1)指示：受託者側の発議により調査員が受託者に対し調査員の所掌事務に関する方針、基準又は計画などを示し実施させることをいう。
- (2)承諾：受託者側の発議により、受託者が調査員に報告し調査員が了解することをいう。
- (3)協議：調査員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

### 第3条（調査員）

委託者は、調査業務について指示、承諾及び協議を行う監督職員を定め、受託者に通知するものとする。

### 第4条（受託者の義務）

受託者は、契約の履行に当っては、業務委託の意図及び目的を十分に理解した上で、調査業務の諸要素を満足するよう最高の技術を発揮しなければならない。

### 第5条（管理技術者：現場代理人）

受託者は、調査業務における管理技術者を定め、所定の様式により委託者に届け出るものとする。

2. 管理技術者は、契約書、図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問、回答書等に基づき調査業務に関する一切の事項を処理するものとする。
3. 管理技術者は、調査業務を行う上で技術者上の管理を行うために必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。
4. 管理技術者は、調査主任技師が兼務することができる。
5. 管理技術者及び調査主任技師は宮城県在住でなければならない。

## 第6条（管理技術者及び調査主任技師）

受託者は、調査義務に従事する技術者を定め、所定の様式により委託者に届け出るものとする。

2. 調査技術者は、次の各号に定める職務内容と実務経験を有する者でなければならない。

(1)管理技術者（現場代理人）

調査業務及び新水道ビジョン、アセットマネジメントに精通し、業務の総括、計画、立案、指導、管理を行う者。

（技術士補（上下水道部門）又は水道施設管理技士2級以上を有する者）

(2)調査主任技師（現場責任者）

調査業務及び漏水防止対策業務に精通し、業務の総括、計画、立案、指導を行う者。

（給水装置工事主任技術者又は水道施設管理技士（管路）3級以上を有する者）

(3)調査技師

漏水調査及び管路探知等に作業に習熟した者。

(4)調査技師補

漏水調査及び管路探知等の作業を実施した経験がある者。

## 第7条（提出書類）

受託者は、契約書及び本仕様書に基づき、契約締結後遅滞なく、所定の様式により関係書類（管理技術者を經由する）を調査員に提出しなければならない。

2. 受託者は、調査中、漏水調査日誌を調査員に提出しなければならない。

3. 指示、承諾及び協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

## 第8条（調査業務計画）

受託者は、調査目的を十分把握して調査業務計画書を作成し、契約締結後10日以内に委託者に提出しなければならない。

2. 調査業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記入するものとする。

(1) 作業内容

(2) 作業順序及び方法

(3) 作業の工程表

(4) 使用機器の種類、名称及び性能（一覧表）

(5) 作業の班編成とその内容及び責任者

(6) 打ち合せ予定日及び主要打ち合せ事項

(7) その他参考となる事項

3. 様式は、任意とし、大きさは調査員が指示する。

## 第9条（身分証明書）

受託者は、調査実施に先立ち、委託者から調査に従事させる者の身分証明書の交付を受けなければならない。

- 調査に従事する者は、身分証明書を常時携帯し、漏水調査に関する土地の所有等の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 受託者は、調査が完了したときは、遅滞なく身分証明書を委託者に返納しなければならない。

身 分 証 明 書	
(表)	(裏)
5.5センチメートル	
<p>右の者は、松島町水道事業所が委託した漏水調査に従事するものであることを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>松島町水道事業所 ㊤</p> <p>写真</p> <p>身分証明書</p> <p>△所属▽ △氏名▽ △生年月日▽</p>	<p>一 この証書は、漏水調査に従事する場合は、必ず携帯しなければならない。</p> <p>二 この証書は、土地の所有者等関係者から請求があったときは、提示しなければならない。</p> <p>三 この証書は他人に貸与してはならない。</p> <p>9センチメートル</p>

## 第10条（土地の立入り等）

受託者は、調査実施に当り宅地（公有又は私有の土地）に立入る場合はあらかじめ占有者に対して通知しなければならない。

## 第11条（現場管理）

受託者は、調査にあたり、公衆に迷惑を及ぼさないよう十分注意すること。

- 受託者は、傷害、火災、その他事故発生を未然に防止するとともに、労働基準法その他の関係法規を守り、円滑に調査を行わなければならない。

## 第12条（成果品）

受託者は、調査終了後速やかに成果品を調査員に提出しなければならない。

2. 提出する成果品は、特記仕様書等によるものである。
3. 成果品は、すべて委託者の承諾を受けないで他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。

## 第13条（疑義）

受託者は、漏水調査業務の実施に当り、設計図書等に疑義を生じた場合は、調査員と協議のうえ実施するものとする。

# 第2章 調査作業

## 第14条（現場下見調査）

本調査に先立ち、調査区域の給・配水管図面と現地の管路、弁、栓類等の位置確認を行うものとする。また、管種、埋設深度、地形及び調査作業の傷害の有無等も同時に確認し、調査対象となる水道の施設全般を把握し、その結果を調査員に報告しなければならない。

## 第15条（音水圧同時測定調査）

委託者から指定された既設消火栓を活用し、音水圧測定器等を用いて測定箇所において連続24時間の水圧変動値及び音圧レベルを同時測定することで漏水が生じている管路の選別をするものとする。水圧測定結果は直結給水の基礎資料として水圧分布図を作成するものとする。なお、調査期間中は監督職員の指示に基づき関係する消防署へ連絡をしなければならない。

## 第16条（流量測定調査）

調査区域内を超音波流量計及び挿入式流量計を用いて、夜間最小流量を測定するものである。なお、計測用区画割や仕切弁操作による断水区画の形成に当っては監督職員の指示によるものとする。

## 第17条（戸別音聴調査）

調査区域内の各戸毎の止水栓及び量水器を調査対象とし、音聴棒等を用いて音聴作業をし、漏水音（漏水疑似音）を発見するものである。また戸別音聴時に所有の給水戸番図を持参し、量水器現地位置確認を実施し現地情報を収集するものである。なお、漏水発見箇所をスプレー等でマーキングする場合は、家屋等に十分留意しなければならない。また取り扱う図面等の個人情報にはISO27001の管理規程に基づき漏洩事故防止に向けて管理徹底する。

## 第18条（路面音聴調査）

調査対象の給・配水管路上の路面を漏水探知機等を用いて調査し、漏水箇所を確定するものである。

## 第19条（漏水確認調査）

音聴調査等による漏水音（漏水疑似音）箇所をボーリングバー又は相関式漏水探知装置を用いて漏水箇所を確定するものである。なお本作業実施に当っては、地下埋設物に損傷を与えないよう十分留意するものとする。

## 第20条（指示箇所要請調査）

委託者より調査を指示された場合は即日中に音聴調査等による漏水音（漏水疑似音）箇所をボーリングバー又は相関式漏水探知装置を用いて漏水箇所を確定しなければならない。また、委託者より要請があった場合には即日対応しなければならない。

## 第21条（報告書作成）

各種調査結果を取りまとめる。調査結果において、各調査データについてはアナライズマップ等のデータ管理システムを用いて集計・分析を行い、調査報告書に添付するものとする。

## 漏水調査業務委託特記仕様書

- 第1条** この仕様書は、松島町水道事業所（以下「甲」という。）の監督のもとに、受託者（以下「乙」という。）が実施する漏水調査業務委託に適用する。
- 第2条** 本業務は、「甲」が管理する埋設されている指定された管路において漏水調査（現場下見調査、流量測定調査、音水圧同時測定調査、ログ型相関調査、戸別音聴調査、路面音聴調査、漏水確認調査）を実施すること。
- 第3条** 漏水箇所を発見し、かつ確認作業の後に漏水と判明した時は、漏水箇所を路上に明示したのち、指定用紙の調査票で報告すること。また緊急対応性が有るものについては調査員へ速やかに報告するものとする。
- 第4条** 調査に必要な資機材並びに消耗品は乙の負担とし、計器類は毎日点検して整備しなければならない。また、ISO9001に準じ業務品質管理（機材点検含む）もしくはそれと同等で管理基準を満たすものとする。調査員から点検表の提示を求められた場合速やかに提出する。
- 第5条** 甲より漏水の調査を依頼された場合には、乙は即日中に調査し、報告すること。
- 第6条** 甲より提供された資料等に関して、乙は個人情報の保護に十分留意すること。
- 第7条** 乙は、調査場所、調査時間、調査距離、調査人員、調査内容、漏水発見箇所数、各調査業務の進捗率等を記入した日報を甲に提出すること。
- 第8条** 本業務の責任限度は、乙が甲に分析調査報告書を提出のうえ、甲の審査に合格するまでとする。
- 第9条** 本業務の成果品は、次のとおりとし、業務完了時に調査員に提出すること。
- |               |    |
|---------------|----|
| 1. 漏水調査結果報告書  | 2部 |
| 2. 漏水位置図      | 2部 |
| 3. ログ型相関設置箇所図 | 2部 |
| 4. 水圧・音圧データ   | 2部 |
| 5. 水圧・音圧分布図   | 2部 |
| 6. 甲が指示する資料   | 1式 |

**第10条** 本業務の契約期間は令和7年3月14日までとし、現場状況などにより調査員と協議のうえ、実施するものとする。